

## 平成26年度 障害者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果について

厚生労働省が実施した平成26年度における「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）に基づく対応状況等に関する調査のうち、滋賀県に関する結果の概要は、以下のとおりでした。

### 【調査結果の全体像】

|                     |               | 平成26年度 | 平成25年度 |
|---------------------|---------------|--------|--------|
| 養護者による<br>障害者虐待     | 市町・県への相談・通報件数 | 120件   | 124件   |
|                     | 虐待判断件数        | 56件    | 51件    |
|                     | 被虐待者数         | 61人    | 51人    |
| 障害者福祉施設従業者等による障害者虐待 | 市町・県への相談・通報件数 | 35件    | 17件    |
|                     | 虐待判断件数        | 9件     | 5件     |
|                     | 被虐待者数         | 12人    | 5人     |
| 使用者による<br>障害者虐待     | 市町・県への相談・通報件数 | 10件    | 5件     |
|                     | 虐待判断件数        |        |        |
|                     | 被虐待者数         |        |        |

## 1. 養護者による障害者虐待についての対応状況

### (1) 相談・通報受理件数

○県内の19市町および県で受け付けた相談・通報件数は、120件でした。

○相談・通報者は、「相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等」が50.0%と最も多く、次いで「本人による届出」が13.3%、「その他」が10.8%でした。

表－1 相談・通報者（複数回答）

|       |   | 本人による届出 | 家族・親族 | 近隣住民・知人 | 民生委員 | 医療機関関係者 | 教職員 | 相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等 | 虐待者自身 | 警察  | 当該市町行政職員 | 介護保険法による居宅サービス事業従事者 | その他  | 不明  | 合計  |
|-------|---|---------|-------|---------|------|---------|-----|---------------------|-------|-----|----------|---------------------|------|-----|-----|
| H26年度 | 件 | 16      | 8     | 4       | 0    | 3       | 2   | 60                  | 2     | 3   | 11       | 0                   | 13   | 0   | 122 |
|       | % | 13.3    | 6.7   | 3.3     | 0.0  | 2.5     | 1.7 | 50.0                | 1.7   | 2.5 | 9.2      | 0.0                 | 10.8 | 0.0 | -   |
| H25年度 | % | 24.2    | 4.8   | 1.6     | 1.6  | 5.6     | 4.0 | 37.9                | 0.0   | 1.6 | 9.7      | -                   | 8.9  | 0.0 | -   |

(注) 割合は、相談・通報件数の総数に対するもの。

## (2) 虐待の種別・類型

○事実確認の結果、市町が、虐待を受けた、または、受けたと思われたと判断した事例（以下「虐待判断事例」）は56件でした。

○虐待の種別・類型は、「身体的虐待」が62.5%と最も多く、次いで「心理的虐待」が35.7%、「経済的虐待」が26.8%、「放棄、放置」が25.0%でした。

表－2 虐待の種類・類型（複数回答）

|       |   | 身体的虐待 | 性的虐待 | 心理的虐待 | 放棄、放置 | 経済的虐待 | 合 計 |
|-------|---|-------|------|-------|-------|-------|-----|
| H26年度 | 件 | 35    | 1    | 20    | 14    | 15    | 85  |
|       | % | 62.5  | 1.8  | 35.7  | 25.0  | 26.8  | -   |
| H25年度 | % | 51.0  | 7.8  | 33.3  | 25.5  | 21.6  | -   |

（注）割合は、虐待判断事例件数の総数に対応するもの。

○性別では、男性が44.3%、女性が55.7%でした。年齢では、「50～59歳」が27.9%と最も多く、次いで「20～29歳」が24.6%、「30～39歳」と「40～49歳」が14.8%、「60～64歳」が9.8%でした。

表－3 被虐待者の性別

|       |   | 男性   | 女性   | 合 計   |
|-------|---|------|------|-------|
| H26年度 | 人 | 27   | 34   | 61    |
|       | % | 44.3 | 55.7 | 100.0 |
| H25年度 | % | 47.1 | 52.9 | 100.0 |

表－4 被虐待者の年齢

|       |   | ～19歳 | 20～29歳 | 30～39歳 | 40～49歳 | 50～59歳 | 60～64歳 | 65歳以上 | 合 計   |
|-------|---|------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
| H26年度 | 件 | 4    | 15     | 9      | 9      | 17     | 6      | 1     | 61    |
|       | % | 6.6  | 24.6   | 14.8   | 14.8   | 27.9   | 9.8    | 1.6   | 100.0 |
| H25年度 | % | 15.7 | 15.7   | 13.7   | 13.7   | 21.6   | 15.7   | 3.9   | 100.0 |

○被虐待者の障害の種別では、「知的障害」が70.5%と最も多く、次いで「精神障害」が32.8%、「身体障害」が18.0%でした。

表－5 被虐待者の障害種別（複数回答）

|       |   | 身体障害 | 知的障害 | 精神障害 | 発達障害 | その他 | 合 計 |
|-------|---|------|------|------|------|-----|-----|
| H26年度 | 人 | 11   | 43   | 20   | 2    | 0   | 76  |
|       | % | 18.0 | 70.5 | 32.8 | 3.3  | 0.0 | -   |
| H25年度 | % | 35.3 | 66.7 | 31.4 | 0.0  | 2.0 | -   |

（注）割合は、被虐待者数の総数に対応するもの。

○被虐待者から見た虐待者の続柄は、「母」が25.8%と最も多く、次いで「兄弟姉妹」が21.2%、「父」が19.7%、「夫」が9.1%、「娘」が3.0%でした。

表－6 被虐待者から見た虐待者の続柄

|       |   | 父    | 母    | 夫    | 妻   | 息子  | 娘   | 息子の<br>配偶者 | 娘の<br>配偶者 | 兄弟<br>姉妹 | 祖父  | 祖母  | その他  | 不明  | 合計    |
|-------|---|------|------|------|-----|-----|-----|------------|-----------|----------|-----|-----|------|-----|-------|
| H26年度 | 件 | 13   | 17   | 6    | 0   | 0   | 2   | 0          | 0         | 14       | 0   | 0   | 13   | 1   | 66    |
|       | % | 19.7 | 25.8 | 9.1  | 0.0 | 0.0 | 3.0 | 0.0        | 0.0       | 21.2     | 0.0 | 0.0 | 19.7 | 1.5 | 100.0 |
| H25年度 | % | 21.8 | 25.5 | 12.7 | 0.0 | 3.6 | 3.6 | 0.0        | 0.0       | 16.4     | 0.0 | 1.8 | 14.5 | 0.0 | 100.0 |

(注) 割合は、虐待者数の総数に対するもの。

○市町が実施した虐待への対応策としては、「被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例」が17件(30.4%)でした。

一方、「被虐待者と虐待者を分離していない事例」は、33件(58.9%)であり、これらの事例では、「養護者に対する助言・指導」や「既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した」等が行われていました。

表－7 虐待への対応策としての分離の有無

|                                  | H26年度 |       | H25年度 |
|----------------------------------|-------|-------|-------|
|                                  | 件     | %     | %     |
| 被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例         | 17    | 30.4  | 35.3  |
| 被虐待者と虐待者を分離していない事例（一度も分離していない事例） | 33    | 58.9  | 52.9  |
| 被虐待者が複数で異なる対応（分離と非分離）を行った事例      | 0     | 0.0   | 0.0   |
| 現在対応について検討・調整中の事例                | 0     | 0.0   | 3.9   |
| その他                              | 6     | 10.7  | 7.8   |
| 合 計                              | 56    | 100.0 | 100.0 |

(注) 割合は、虐待判断事例件数の総数に対するもの。

## 2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況

### (1) 相談・通報受理件数

○県内の19市町および県で受け付けた相談・通報件数は、35件でした。

○相談・通報者（複数回答）は延べ39件で、「当該施設・事業所職員」が34.3%と最も多く、次いで「本人による届出」が20.0%でした。

表－8 相談・通報者（複数回答）

|       |    | 本人<br>による<br>届出 | 家族・<br>親族 | 近隣<br>住民・<br>知人 | 民生<br>委員 | 医療<br>機関<br>関係<br>者 | 教<br>職<br>員 | 相談支援<br>専門員・<br>障害者福<br>祉施設従<br>事者等 | 当該施設<br>・事業所<br>職員 | 当該施設<br>・事業所<br>元職員 | 当該施設<br>・事業所<br>設置者 | 警察  | 運営<br>適正化<br>委員会 | 介護<br>保険法に<br>よる居宅<br>サービス<br>事業等従<br>事者 | その他  | 不明  | 合計 |
|-------|----|-----------------|-----------|-----------------|----------|---------------------|-------------|-------------------------------------|--------------------|---------------------|---------------------|-----|------------------|------------------------------------------|------|-----|----|
| H26年度 | 件数 | 7               | 4         | 0               | 0        | 0                   | 1           | 6                                   | 12                 | 2                   | 0                   | 0   | 2                | 0                                        | 4    | 1   | 39 |
|       | %  | 20.0            | 11.4      | 0.0             | 0.0      | 0.0                 | 2.9         | 17.1                                | 34.3               | 5.7                 | 0.0                 | 0.0 | 5.7              | 0.0                                      | 11.4 | 2.9 | -  |
| H25年度 | %  | 11.8            | 35.3      | 0.0             | 0.0%     | 5.9                 | 0.0         | 11.8                                | 17.6               | 5.9                 | 0.0                 | 0.0 | 0.0              | -                                        | 17.6 | 5.9 | -  |

(注) 割合は、相談・通報件数の総数に対するもの。

## (2) 虐待の種別・類型

○市町および県による事実確認の結果、虐待判断事例は9件でした。

○虐待の種別・類型は、「身体的虐待」が88.9%、「心理的虐待」が55.6%でした。

表－9 虐待の種類・類型（複数回答）

|       |    | 身体的虐待 | 性的虐待 | 心理的虐待 | 放棄、放置 | 経済的虐待 | 合 計 |
|-------|----|-------|------|-------|-------|-------|-----|
| H26年度 | 件数 | 8     | 0    | 5     | 0     | 0     | 13  |
|       | %  | 88.9  | 0.0  | 55.6  | 0.0   | 0.0   | -   |
| H25年度 | %  | 60.0  | 0.0  | 60.0  | 0.0   | 0.0   | -   |

（注）割合は、虐待判断事例の総数に対するもの。

○性別では、男性が91.7%、女性が8.3%でした。年齢では、「20～29歳」が41.7%、次いで「40～49歳」が33.3%、「～19歳」が16.7%、「30～39歳」が8.3%でした。

表－10 被虐待者の性別

|       |   | 男性   | 女性   | 合 計   |
|-------|---|------|------|-------|
| H26年度 | 人 | 11   | 1    | 12    |
|       | % | 91.7 | 8.3  | 100.0 |
| H25年度 | % | 60.0 | 40.0 | 100.0 |

（注）割合は、被虐待者の総数に対するもの。

表－11 被虐待者の年齢

|       |    | ～19歳 | 20～29歳 | 30～39歳 | 40～49歳 | 50～59歳 | 60～64歳 | 65歳以上 | 合 計   |
|-------|----|------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
| H26年度 | 件数 | 2    | 5      | 1      | 4      | 0      | 0      | 0     | 12    |
|       | %  | 16.7 | 41.7   | 8.3    | 33.3   | 0.0    | 0.0    | 0.0   | 100.0 |
| H25年度 | %  | 0.0  | 20.0   | 0.0    | 20.0   | 20.0   | 20.0   | 20.0  | 100.0 |

（注）割合は、被虐待者の総数に対するもの。

表－12 被虐待者の障害種別（複数回答）

|       |   | 身体障害 | 知的障害  | 精神障害 | 発達障害 | その他 | 合 計 |
|-------|---|------|-------|------|------|-----|-----|
| H26年度 | 人 | 5    | 11    | 0    | 0    | 0   | 16  |
|       | % | 41.7 | 91.7  | 0.0  | 0.0  | 0.0 | -   |
| H25年度 | % | 20.0 | 100.0 | 0.0  | 0.0  | 0.0 | -   |

（注）割合は、被虐待者数の総数に対するもの。

○虐待への対応策としては、「報告徴収、出頭要請、立入り調査」が2件行われていました。

表-13 虐待への対応策

|                          |                | H26 年度 | H25 年度 |
|--------------------------|----------------|--------|--------|
| 障害者総合支援法または児童福祉法による権限の行使 | 報告徴収、出頭要請、立入検査 | 2      | 5      |
|                          | 改善勧告           | 0      | 1      |
|                          | 公表             | 0      | 0      |
|                          | 改善命令           | 0      | 0      |
|                          | 指定の全部・一部停止     | 0      | 0      |
|                          | 指定取消           | 0      | 0      |
| 県による指導                   | 一般指導           | 3      | 3      |

### 3. 使用者による障害者虐待についての対応状況

#### (1) 相談・通報受理件数

○県内の19市町および県で受け付けた相談・通報件数は、10件でした。

○相談・通報者は、「本人による届け出」が40.0%、次いで「家族・親族」が30.0%、「相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等」、「職場の同僚」、「当該市町行政職員」、「その他」がそれぞれ10.0%でした。

表-14 相談・通報者（複数回答）

|        |   | 本人による届け出 | 家族・親族 | 近隣住民・知人 | 民生委員 | 医療機関関係者 | 教職員 | 相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等 | 職場の同僚 | 当該事業所管理者 | 警察  | 当該市町行政職員 | 介護保険施設による居宅サービス事業従事者 | その他  | 不明  | 合計 |
|--------|---|----------|-------|---------|------|---------|-----|---------------------|-------|----------|-----|----------|----------------------|------|-----|----|
| H26 年度 | 件 | 4        | 3     | 0       | 0    | 0       | 0   | 1                   | 1     | 0        | 0   | 1        | 0                    | 1    | 0   | 11 |
|        | % | 40.0     | 30.0  | 0.0     | 0.0  | 0.0     | 0.0 | 10.0                | 10.0  | 0.0      | 0.0 | 10.0     | 0.0                  | 10.0 | 0.0 | -  |
| H25 年度 | % | 60.0     | 0.0   | 0.0     | 0.0  | 0.0     | 0.0 | 20.0                | 0.0   | 0.0      | 0.0 | 0.0      | -                    | 20.0 | 0.0 | -  |

(注) 割合は、相談・通報件数の総数に対するもの。



虐待を受けたと思われる障害者を発見した時、  
虐待を受けてつらい思いをしている時は  
通報・相談してください!

障害者虐待防止法では、虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は速やかに通報することが義務づけられています。

通報・相談がされることで、自分から SOS を発信しにくい障害者への虐待が発見され、支援が始まるきっかけになり、虐待の防止にむけた職場環境等の見直しや改善にもつながります。

発見者は虐待の恐れがあると思った場合にもすみやかに連絡ください。

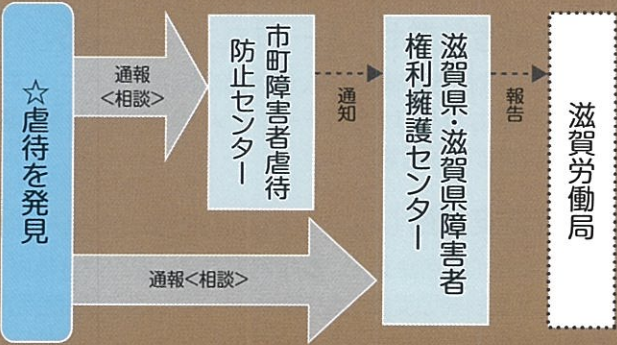
ご本人も、虐待について困っていること、心配なことがあれば 1 人で悩まずに相談してください。

通報者・相談者の秘密は守られます。

### 通報・相談先について

使用者(企業・会社等)による虐待(と思われる障害者)を発見した場合

⇒市町障害者虐待防止センター、または  
滋賀県障害者権利擁護センターへ



### 県内の市町障害者虐待防止センター 連絡先一覧

H27.11月現在

| 市町障害者虐待防止センター     | TEL          | 休日・夜間の連絡先    |
|-------------------|--------------|--------------|
| 大津市障害者虐待防止センター    | 077-523-7188 | 077-523-7188 |
| 彦根市障害福祉課          | 0749-27-9981 | 0749-22-1411 |
| 長浜市しょうがい福祉課       | 0749-65-6518 | 0749-62-4111 |
| 近江八幡市障がい者虐待防止センター | 0748-31-3711 | 0748-33-3111 |
| 草津市障害福祉課          | 077-561-2363 | 077-561-2499 |
| 守山市障害福祉課          | 077-582-1168 | 077-583-2525 |
| 栗東市障がい福祉課         | 077-551-0304 | 077-553-1234 |
| 甲賀市障がい福祉課         | 0748-65-0707 | 0748-65-0650 |
| 野洲市障がい者虐待防止センター   | 077-587-6169 | 077-587-1121 |
| 湖南市障がい者虐待防止センター   | 0748-71-2364 | 0748-72-1290 |
| 高島市障がい福祉課         | 0740-25-8516 | 0740-25-8000 |
| 東近江市福祉総合支援課       | 0748-24-5641 | 0748-24-1234 |
| 米原市社会福祉課          | 0749-55-8102 | 0749-55-2040 |
| 日野町福祉課            | 0748-52-6573 | 0748-52-1211 |
| 竜王町福祉課            | 0748-58-3705 | 0748-58-3700 |
| 愛荘町地域福祉課          | 0749-37-8053 | 0749-37-8053 |
| 豊郷町保健福祉課          | 0749-35-8116 | 0749-35-8111 |
| 甲良町保健福祉課          | 0749-38-5151 | 0749-38-3311 |
| 多賀町福祉保健課          | 0749-48-8115 | 0749-48-8111 |

滋賀県障害者権利擁護センター  
＜障害者虐待に関する通報・相談専用ダイヤル＞  
〒525-0072 草津市笠山7丁目8-138  
県立長寿社会福祉センター内  
TEL:077-566-1115  
FAX:077-566-3581

すべての人が安心して  
働き続けられる  
職場にするために

働く場における「障害者虐待」の未然防止・早期発見  
～障害者虐待防止法より～

ひとりで悩まず抱えこまずに  
相談してください。

虐待を受けて困っていませんか？  
あなたのまわりで障害者に対する虐待は起こっていませんか？  
誰にも言えず苦しんでいる障害者に気づくことはありませんか？  
働く場での障害者への虐待を防いでいくには、雇用者や管理的な立場の者だけでなく、職場全体で虐待について正しい理解を進め、誰もが安心して働ける職場環境をつくっていくためにどうすればよいかを考えていくことが大切です。



発行：滋賀県障害者権利擁護センター  
(滋賀県社会福祉協議会内)

## 障害者虐待防止法とは

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立し、平成24年10月に施行されました。この法律は、障害者の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取組みや、障害者を現に養護する人に対して支援措置を講じることなどを定めたものです。

## 「使用者による障害者虐待」とは

法律では、「養護者（家族等）」、「福祉施設従事者」、そして「使用者」による虐待が「障害者虐待」と規定されています。「使用者」とは障害者を雇用する事業主または事業の経営担当者、工場長・労務管理者・人事担当者など指導監督権限のある者をいいます。使用者が、事業所で雇用する障害者についておこなう次のような行為を「使用者による障害者虐待」と定義しています。

## こんなことが虐待にあたります （働く場での虐待行為の例）

※虐待者、被虐待者本人の「自覚」は問いません

### 1 身体的虐待

身体に外傷が生じたり、暴行を加えること、または正当な理由なく身体を拘束すること。  
（例）叩く、つねる、殴る、監禁する、危険・有害な場所での作業を強いるなど。

### 2 性的虐待

わいせつな行為をすること、わいせつな行為をさせること。  
（例）理由もなく不必要に身体に触る、性的行為を強要するなど。

### 3 心理的虐待

おどし、侮辱などの言葉や態度、嫌がらせ、著しく拒絶的な対応などによって精神的に苦痛をあたえること。  
（例）脅迫する、怒鳴る、悪口を言う、意図的に恥をかかせるなど。

### 4 経済的虐待

財産を不当に処分すること、不当に財産上の利益を得ること。  
（例）賃金額が最低賃金に満たない[※]、強制的に通帳を管理する、本人の了解を得ずに現金を引き出すなど。  
※県労働局から最低賃金の減額特例許可を受けている場合については、減額後の最低賃金に満たないとき。

### 5 放棄・放置

衰弱させるような著しい減食または長時間の放置のほか他の労働者による1～4の虐待行為の放置など、これに準じる行為をおこなうこと。  
（例）仕事を与えない、意図的に無視する、放置することで健康・安全への配慮を怠るなど。

## 事業主の責務

#### ① 障害者虐待の防止のための措置

- (1) 労働者に対する研修の実施
- (2) 障害者や家族からの相談・苦情処理体制の整備

#### ② 不利益取扱いの禁止

虐待の通報等をしたことを理由に労働者に対して解雇等の不利益な取扱いをしてはならない。



労働者に対する研修など未然防止の取り組みについて、お悩みの点がありましたら、「滋賀県障害者権利擁護センター」や「市町障害者虐待防止センター」へご連絡ご相談ください。

## 「障害者雇用」にかかわる相談先

県内には、障害者の雇用に関する様々な相談機関がありますのでぜひご活用ください。

例えば、こんな相談ができます

障害のある人たちの雇用を検討していますが、経験もなく、どこに相談したらよいのかわかりません。

雇用している障害のある従業員のことで、生活の面（勤務時間外）で気になるところがあるのですが…

現在、雇用している障害のある従業員について相談したいことがありまして…

### 働き・暮らし応援センター〔障害者就業・生活支援センター〕

障害のある人の「働く」こと「暮らす」ことを一体的にサポートする専門機関。障害の特性を踏まえた雇用管理助言等。

| 応援センター名（※各地域、県内に7ヵ所あります）          | TEL          |
|-----------------------------------|--------------|
| おおつ働き・暮らし応援センター“Hatch（はっち）”       | 077-522-5142 |
| 湖南地域働き・暮らし応援センター“りらく”             | 077-583-5979 |
| 甲賀地域働き・暮らし応援センター                  | 0748-63-5830 |
| 東近江圏域働き・暮らし応援センター“Tekito-（テキト-）”  | 0748-36-1299 |
| 働き・暮らしコトー支援センター                   | 0749-21-2245 |
| 湖北地域しょうがい者働き・暮らし応援センター“ほっとステーション” | 0749-64-5130 |
| 湖西地域働き・暮らし応援センター                  | 0740-22-3876 |

### 滋賀障害者職業センター（TEL:077-564-1641）

職業能力評価、職業準備支援、職場適応援助（ジョブコーチ）等の専門的な職業リハビリテーション、事業主に対する雇用管理に関する助言等

### 公共職業安定所〔ハローワーク〕（※各地域のハローワークへ）

求職登録制求職活動支援、職場定着指導、能力開発相談・指導（職業訓練の受講相談等）、トライアル雇用制度活用就職支援等